



OSHC (海外留学生健康保険) 給付金の概要:

OSHC (海外留学生健康保険)は、海外からの学生がオーストラリアでの留学中に必要となるほとんどの医療費と入院医療費を支払うお手伝いをします。

医療保険	
一般開業医	<ul style="list-style-type: none"> Medicare Benefit Schedule(MBS)費の100%。OSHCからの給付金と実際の治療費との差額がある場合はご本人の負担となります。
入院を伴わない専門医およびその他の医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> MBS費の85%。OSHCからの給付金と実際の治療費との差額がある場合はご本人の負担となります。
入院時の医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> MBS費の100%。OSHCからの給付金と実際の治療費との差額がある場合はご本人の負担となります。
入院医療保険	
以下のサービスに対して (状況に応じて) 給付金を支給します	<ul style="list-style-type: none"> 病院での治療を受ける際の医師または専門医の選択 私立病院の入院費。利用可能な場合、個室を含む 手術費 公立病院入院費 (相部屋) Australian Government Prostheses Scheduleに記載されている手術埋め込み式人工器官およびその他の品目 公立病院における外来診療費および術後治療費の100% <p>OSHCからの給付金と病院からの請求額との差額はご本人の負担となります。</p> <p>私立病院へ入院する前に、メディバンク・プライベートからの給付金を確認することが重要です。</p>
入院時の自己負担費 入院費の中には、OSHCからの全額給付対象とならない費用もあり、その場合は自己負担費となります。 入院される前に、(可能な限り) 全ての医師 (外科医、外科医助手、麻酔科医を含む)、病院、メディバンク・プライベートに、自己負担費についてご確認ください。	自己負担費の中には給付金の対象となるものがあり、その範囲は病院ごとに異なります。以下のものが含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> 医師への料金とMBS費との差額 私立病院から請求される外来診療費 Australian Government Prostheses Scheduleに記載されている手術埋め込み式人工器官およびその他の品目のうち差額が生じたものあるいは同リスト一覧に記載されていないもの メディケア診療報酬費で認められない治療費。 一部の医薬品費 一部の病院で支給される以外の、新聞代、TV使用料、通話料金 メディバンク・プライベートと病院との契約で給付金支給の対象とならない、Members' Choice Hospital でのサービスあるいは診療
処方箋薬	
OSHC は、経口避妊薬 (避妊薬“ピル”など) や美容を目的とした医薬品を除き、処方箋薬に対して給付金を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 各処方箋料金につき負担金をお支払いいただく必要があります。その後、メディバンク・プライベートが1処方箋につき最大 \$50 までの給付金 (料金) をお支払いします。 年間 (1月1日より12月31日まで) 1人につき \$300、1家族につき \$600 を上限とします。

次項へ続く...

救急車による搬送

医療上入院が必要な場合または認可を受けた救急サービスによる緊急治療が必要な際の救急車による搬送

- 料金の100%

給付金支給の対象とならないもの

以下のサービスは給付金支給の対象ではありません。

備考：給付金支給の対象とならないものについて、詳しくは *OSHC Membership Guide* をご覧ください。

- 待機期間における、来豪以前あるいは保険給付期間が始まる以前のいずれか遅い方に存在したあらゆる病状あるいは直接関連する二次的症状の治療。待機期間については以下をご参照ください。
- 本人のビザが3ヶ月間より短い場合の妊娠に関連したあらゆるサービス（早産、流産、中絶を含む）。これは、本保険加入時に本人あるいは配偶者の方が妊娠しているか否かに関わらず適用されます。
- 短期ビザが3ヶ月以上に延長された場合、給付金はビザが延長された日以降に受けた妊娠に関連したサービスのみに対して支給されます。
- 体外受精 (IVF) のような、生殖介助サービス
- オーストラリアへの行き帰りの旅行時に行われた治療を含む、オーストラリア国外での治療
- ご本人、配偶者、扶養家族が来豪前に手配した治療
- 人間ドックや美容外科手術など、医療上必要であるとみなされない治療
- 学生ビザ延長手続きの一環としてDIACから要求されたあらゆる健康診断、レントゲン、病理検査
- あらゆる状況におけるオーストラリアへの行き帰り時の搬送
- 歯科あるいは理学療法（Members' Choice Hospitalとの契約で給付金支給の対象とならない場合）などの眼科用器具および補助サービス。こうした治療費に対する給付金支給をご希望の場合は、追加でExtras Coverへの加入をご検討ください。

待機期間

給付金支給が開始するまでには待機期間があります。

以下の治療に対する給付金は、12ヶ月の待機期間が適用されます。

- 来豪時あるいは給付金支給開始時のいずれか遅い方より以前に存在した症状
- かかる症状から生じる二次的症状

その他のサービス

緊急時のアドバイスおよび支援

International SOS を介した通訳を含む、24時間の無料電話サービス
日本語、中国語、インドネシア語、マレー語、広東語、タイ語、韓国語、ポルトガル語の通訳が対応可。

サービスに含まれるもの：

- 緊急時の医療アドバイスおよび支援
- 医療を受けるため医師あるいは医療センターへの紹介および予約を取る際の支援
- 一般法律アドバイスおよび紹介を受けるための弁護士の利用
- パスポート書き換えのための電話による支援

feelbetter Rewards Program

メディバンク・プライベートの feelbetter Rewards Program をご利用いただけます。

- ヘルス&フィットネス、ライフスタイル、娯楽での特典
- 映画券、ホテル、ヘルスクラブ、雑誌購読など素晴らしい特典

さらに詳しくは

これは OSHC の総合的な詳細あるいは、その契約条件ではありません。OSHC の給付金支給についてもっと詳しくお知りになりたい場合は、*OSHC Membership Guide* をご参照ください。

治療の予約を取る前に、受給できる給付金についてメディバンク・プライベートまでお電話(132 331)、あるいは弊社の窓口でお問い合わせください。

Current as at 15 October 2007 and is subject to change.